

### 第3回富山県DV対策基本計画検討委員会議事概要

1 日時 令和8年2月17日(火) 10:00~11:30

2 会場 富山県民会館509号室

3 出席委員 委員名簿のとおり

4 内容

(1) 議事 富山県DV対策基本計画(第5次)案について

事務局より説明

(2) 委員からの主な発言は以下のとおり

○計画の内容について

- ・重点目標13-①の3点目の民法改正による適切な周知と相談対応について、離婚後にも親子交流や養育費のことに関連して、こどもと別居する加害者からこどもと同居する被害者に対する支配が続くことが心配されている点に関する内容が含まれているのか気になる。
- ・計画案は大変充実した内容になっていると思うので、これを実践で協力していけるようにしたい。

○相談窓口の周知等について

- ・相談窓口を知ってもらうためには、一番初めに相談を受ける方が窓口のことを知っている必要がある。それであれば、相談者に適切な相談先を案内していただくことができ、どこに相談すればよいかを迷わなくて済むのではないかなと思う。
- ・民間団体との連携を考える上で、民間カウンセリングについても把握した方がいいと思う。民間のカウンセリング施設について相談者に情報を提供できれば、支援の幅も広がるのではないかな。
- ・計画案15ページに記載の暴力被害を相談しなかった理由について、「相談しても無駄だと思ったから」は、相談者が求めていることと支援者が提供できることにギャップがあるため、起こるのではないかなと思う。カウンセリングに行くことができることや期待できる効果などをわかりやすい文章で提示できれば、相談を無駄だと思う方が減るのではないかな。

○市町村・関係機関等との連携について

- ・市町村としては、DVの専門職員が育ちにくいことや、DV担当課と関係課との間に温度差があることなどが課題である。庁内でDVに関する相談を受けることが想定される窓口の担当課が連絡会を組織し、事例の共有や研修等を実施している。計画に基づきながら連携を強化していくことが重要であると考えます。
- ・安全な保護体制に関して、最近では、高齢の方や精神的にサポートが必要な方の保護が増えている。多様なニーズに対応するためには、民間団体との連携が重要だと思う。また、長年のDVによる被害や本人の特性などにより自立に結びつかない被害者が自立するためには、市町村の経済的な支援や居住的な支援、見守り支援などが重要になる。
- ・被害者の一時保護においては、市町村との関係が課題であると感じている。一時保護入所の際に市町村職員に来ていただけると、ケースが早く進み、退所後の行く先が見つかりやすい。
- ・県が主導権を持って市町村に働きかけることが重要だと思っている。県、市町村、民間団体等の関係機関で協力し合って、問題の解決に向かって進んでいくことが重要だと思う。

- ・警察としては、事件化するか否かにかかわらず、被害者を支援機関等へつなぐこととなるので、引き続き、関係機関と連携して被害者にとって最善の策を考えていきたい。

#### ○高齢被害者への対応について

- ・高齢者の一時保護が3割ほど増加しているが、この場合は、民生委員が把握しているケースもあるが、全く把握されていないというケースもある。民生委員への働きかけが必要になってくると感じている。
- ・高齢者の保護では、通院や認知機能検査の実施などが必要となり、保護期間が長引くことになるため、市町村の協力がないとケースが進まないと感じている。
- ・高齢者の認知症等の問題も含めて、絡み合った困りごとを抱える家庭が多くあると感じている。家庭内の問題を近所に知られないように隠してしまう家庭もある。

#### ○市町村職員への研修について

- ・市町村の窓口等において相談を受けた際に困ったことなどの意見を女性相談支援センターに寄せていただくことで、それに応える形で、実のある研修ができるのではないかと。
- ・研修で具体的なケースについて学ぶことで、連携が必要な関係部署についても理解を深められるのではないかと。

#### ○ひとり親等への支援・民法改正等への対応について

- ・離婚後にも共同親権の選択が可能となることで、こどもと同居しない加害者が、こどもと同居する被害者に対して、過度にこどもとの交流を要求してくることや、理不尽な理由による養育費の不払い等の経済的DV、面会交流による精神的負担等が危惧される。
- ・面会交流による精神的負担への対応として、第三者による面会交流支援が必要だと思う。

#### ○その他のご意見

- ・離婚前にできるだけ早く加害者と離れたいという被害者に対しては、母子生活支援施設等の施設が必要だと思う。県が設置主体とならなくても、設置の際には補助金等を用意してほしい。
- ・若年層への教育・啓発の推進にあたっては、各市町村における取り組み状況の差や、高校での教育・啓発の実施状況に偏りがあることが課題であると思った。

#### ○事務局への質問等

- ・計画の配布に際しては、市町村の関係部署にも配布するのか。
- 市町村の関係部署への配布については、県庁内の関係課を通して、市町村の関係部署に連絡ができないかを検討したい。関係団体・関係機関を含めて周知に努めたいと思うので、市町村内部でも共有や展開をお願いしたい。
- ・計画中に「富山県男女平等推進員」に関していくつか記載があるが、推進員へのDVに関する研修等はあるのか。推進員の役割の大きさを感じている。
- 富山県男女平等推進員には、DVに限ったものではないが、年度当初に研修会を実施しており、活動いただきたい内容などについて説明している。